

医療保険料制度の見直しを行いました【2】

70歳以上(※)
の皆さまへ

平成29年8月から、高額療養費の 上限額が変わります

高額療養費制度とは、

(※) 65歳以上70歳未満で障害認定を受け、
後期高齢者医療保険に加入された方を含みます。

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上(※)の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上(※)の方の上限額(月ごと)

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで			平成29年8月から		
適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
現役並み 課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (多数回 44,400円 ※2)	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% (多数回 44,400円 ※2)	
一般 課税所得 145万円未満の方(※1)	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (多数回 44,400円 ※2)	
住民税非課税 II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	
		I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

医療療養病床に入院している65歳以上の皆さまへ

平成29年10月から、光熱水費の負担が変わります

ご負担いただく【1日当たりの光熱水費】

医療療養病床に 入院している 65歳以上の方	現在 (平成29年9月まで)	平成29年10月～ 平成30年3月	平成30年4月～
・医療の必要性 の低い方	320円	370円	370円
・医療の必要性 の高い方 (指定難病の方以外)	0円	200円	370円
・指定難病の方 ・老齢福祉年金 受給者	0円	0円	0円

◆平成29年10月から、医療療養病床に入院している65歳以上の皆さまの光熱水費のご負担額を上表のように見直します。

◆この見直しは、在宅療養や介護保険施設に入所する方には、現在すでに1日370円の光熱水費をご負担いただいていることを踏まえたものです。そのため、上表のように段階的に変更し、1日370円の光熱水費のご負担をお願いすることとなります。

◆ただし、指定難病の方・老齢福祉年金受給者については、引き続き負担を求めません。

※今回の光熱水費の見直しは、一般病床・精神病床等に入院されている方は対象外です。

お問い合わせは
こちらまで

- 高知県後期高齢者医療広域連合 事業課
- 津野町役場 町民課 医療保険係 55-2314

厚生労働省 高齢者医療制度

▲保険料・高額療養費の詳細い内容については、こちらからも確認できます